

令和元年第6回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年6月28日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第5号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
(3) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
古澤由紀子委員・斉藤智子委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員
長谷川則夫議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市長 笠井喜久雄
教育長 井上功
福祉部長 豊田智美
健康子ども部長 岡本和哉
教育部長 小泉淳一
障害福祉課長 金井勉
子育て支援課長 山口等
保育課長 池内一成
健康課長 佐藤覚
文化センター長 石田昌弘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫
主 査 萩原靖殖
主任主事 東山奈緒美

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 それでは会議に先立ち、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 皆さん、おはようございます。お集まりいただき、ありがとうございます。

教育福祉委員会としては、もう既に何回か勉強会をしていて、執行部の皆さんにもお時間を割いていただき、ありがとうございます。きょうは、委員会としての議案審議としては初めてとなります。それぞれに皆さん勉強されてきていると思いますので、十分に審議を尽くしていただきたいと思ひます。

議案2件について審査を行うのですけれども、今定例会から常任委員会のライブ中継が始まっていて、きのうの総務常任委員会からライブ中継が始まっております。皆様におかれましては、今まで以上に厳正かつ慎重な御審議をお願いいたします。

それから、この後お昼は給食センターの試食、お声がけいただいてありがとうございます。15人の議員が参加することになっています。それもあわせて、いい1日となるよう、きちんと審議ができるよう、よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第5号及び議案第9号のうち教育福祉常任委員会が所掌します科目の2議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました井上教育長より御挨拶をお願いいたします。

○井上 功教育長 おはようございます。年度初めの教育福祉常任委員会ということで御挨拶に参りました。

この1年間の教育福祉常任委員会の教育にかかわる部分について慎重なる御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。また、先ほど委員長からもありましたけれども、後ほど給食センターでの試食のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長及び井上教育長におかれましては、この後、公務のため、ここで退席とさせていただきます。

〔市長、教育長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 議案第5号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第5号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 今回の改正によりましたら、いわゆる市内でも指導員の研修がしやすくなるというような法改正だと思いますが、現時点としまして、この白井市として、今後、市内で研修をするようなことも考えており、さらにはその目標としてはどのくらいの人数というのが、もしわかればちょっとお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回の条例の改正なのですけれども、厚生労働省、国の省令の基準の一部改正に伴いまして、これまで都道府県知事が放課後児童支援員の研修を開催できることだったのですけれども、要件を緩和いたしまして、政令指定都市の長が放課後児童支援員の研修を行えることと拡大したことになるものになります。ですから、白井市内での開催場所というのは、これから政令市の千葉市のほうで、どの場所で開催するか等について今後検討していくことになると思われま。以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 さっきの質問が悪くて申しわけありませんでした。ただ、これとしましては、白井市として、今回の改正で、従前と比べて研修がしやすくなるかといったところをちょっとお聞きしたかった。それで、次の質問として、今後対応していく、ふえていくようなことで影響があるかどうかということです。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今年度の研修なのですけれども、白井市の学童保育所で、現在、約90名の職員

が勤務されております。そのうち、既に平成30年度までに本研修を受講済みの方が42人いらっしゃいますので、今年度は千葉県主催の研修に35人が白井市から受講する予定となっております。

〔「ふえるということでしょうか」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 白井市内においては、放課後児童支援員の資格を持たれる方がふえることとなります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 白井市内では、現在、学童保育が民間委託されていますね。それで民間委託されている中で、先生たちも雇ってくださっていると思うのですが、これは事業者が自分のところの学童の先生たちに受けさせるという形ではなくて、市でこういうふうに進めていくという形になっているのですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 今回の支援員の認定資格につきましては、最初に認定する、放課後児童支援員という資格の認定のための研修でございまして、当市においては2つの事業所において事業運営を委託しているのですが、また別途、この認定資格とは別に研修のほうをお願いしますということで、独自の研修を行ってくださいということで仕様書の中では入れております。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 済みません。ちょっと意味がうまく理解ができません。事業所の中で先生たちを雇っていると思うのですが、その雇っている方たちは、放課後児童支援員という資格のある方もいれば、資格のない方もいる。その中で、今、市の学童で資格のある方、資格のない方がお仕事をされているということで、資格のない方については、この研修を受けるように勧めてくださっているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 そのとおりでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいでしょうか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これにこの5条がかかわってくるわけですが、4条を見ますと、放課後児童健全育成事業者は最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないとあります。また、10条を見ますと、それぞれの事業所に対して2人以上の支援者、指導者が必要ですが、そのうちの1人が有資格者であって、あとは補助員でもよいと書いてあります。

先ほどの御説明を伺いますと、今、90名いるところで、42名が既に有資格者であり、今年度その残

りがまた受講しに行くということでしたけれども、こういう規定がある限り、市はこれから資格を受ける方たちに対して、何らかの支援とか、そういうものをするのでしょうか。ただ、受講は無料と伺っておりましたので、どういう形になるかわかりませんが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 現時点におきましては、千葉県から支援員の研修に関する募集案内を、市を通して各学童保育の受託事業者に周知しているところでございます。受講料につきましては、テキスト代等で約1,500円かかることとなります。以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 そうすると、あくまでも受講するのは本人の意思であって、市が残り少ない資格を持たない者の契約切れのときに、資格を持っている方と代えていくとか、そういうことはないわけですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 支援員につきましては、今でも受託事業者のほうで、現在、2者、白井市内にあるのですけれども、こちらのほうの雇用の中でお願いすることになります。今後、現状において、先ほど職員が90人いて、今年度で七十数名とお話ししましたので、残りの資格を持っていない方は少なくなってくるので、その辺は今後、事業者のほうと、なるべく取っていただくような声かけはしてまいりたいと考えます。以上です。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今の質問の仕方が、そういうお答えを引き出すような質問の仕方になってしまいましたけれども、有資格でない方でも十分に学童保育の指導員として立派な方もいらっしゃると思いますので、必ずしも取らなければいけないということではありませんが、質の保証として今お聞きしただけです。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質問はありますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 資格の講習なのですけれども、4日間、朝から夕方までフルに行くということなのですが、資格を受ける方の条件をちょっと私は存じ上げていないので教えていただければと思います。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 まず、支援員の資格取得に当たりまして、事前に持つておかなければいけない資格要件がございます。例えば保育士の資格、社会福祉士の資格、あとは幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員となる資格を有する者等の条件がございます。以上になります。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 もう一つ、年齢制限は特にございますでしょうか。18歳以上とか、上は80歳までと

か。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 特段、年齢制限というものは資格の取得に当たって規定はないですが、先ほどの資格要件の中で、例えば中卒で5年以上学童保育事業に従事した者とかありますので、おおよその年齢が20歳以上とか、大体逆算して計算できるかなと思いますが、この資格取得についての年齢要件は特段ございません。以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

○岡田 繁委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 今、学童保育に従事している資格のない方が、この研修を受けて、支援員の資格を取るというイメージでいるのですけれども、例えばこれから放課後児童支援員として働きたいと思っている資格も何も持っていない方が、一般の市民の方が、この研修を受講することもできるのですか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 一般の方の募集につきましては、今後、10月ごろに千葉県を通して周知されることとなっております。失礼しました。市のホームページ等を通して周知することといたします。以上です。

○柴田圭子委員長 質問と答えがかみ合っていないような気がするのですけれども。資格がない人が研修を受講することはできますかという質問だったので、募集して応募してきた資格のない人というふうに捉えていいのかがよくわからない。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 先ほど支援員の研修を受けるに当たっての資格要件を御説明しましたが、そちらに当てはまれば一般の方でも研修は受講できます。以上になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この研修を受けられる場所についてなのですが、この改正自体がいろいろなところで受けられるようにという目的があるのかなと考えているのですけれども、今まで都道府県知事、つまり、千葉県知事の研修は千葉市で行われていたというふうに教えていただいています、これに加えて50万人以上の市ということだと、また同じ、千葉市の長が研修を行えるということになるのですけれども、千葉市と、また、ふえる場合はほかの市でやったりとかというのは、場所は変えられるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 千葉県内での研修開催、日程とか場所なのですけれども、平成30年度につきましては全10回行いまして、うち5回が千葉市が会場となっております。また、今年度、令和元年度に

つきましては全体で13クール予定されておりまして、うち千葉市が5回、大体40%という、日程ではそういうふうになっているのですけれども、今後、千葉市で千葉県と協議して開催場所等を検討していくこととなると思います。

千葉市に確認したところ、令和元年度については千葉市主催での研修は行わないということでしたので、令和2年度以降に向けて検討を、千葉市のほうで協議して決定していくものと思っております。以上です。

○徳本光香委員 わかりました。ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。いいですか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 千葉市以外というのは、政令指定都市の中でということによろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 池内保育課長。

○池内一成保育課長 まず、そうしましたら平成30年度、昨年度の千葉県内における研修会場なのですけれども、千葉市5回、茂原市1回、習志野市1回、市川市1回、松戸市1回、船橋市1回、計10回になります。今年度、令和元年度につきましては、千葉市5回、市川市1回、習志野市1回、船橋市1回、木更津市1回、成田市1回、松戸市1回、柏市1回、茂原市1回となっております。千葉市以外の市につきましては各1回ずつの開催予定となっております。以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論はありませんね。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については歳出から一問一答形式でお願いいたします。

では、補正予算を出していただいて、歳出のほう、7ページと8ページ、3款1項2目、3款2項5目、4款1項2目、この3つ、民生費の障害福祉費とひとり親福祉費、それから、4款の衛生費、予防費、この3つを1回で済ませたいと思うのですが、歳出について質疑はございますか。

ちなみに、追加でお配りしてあります骨髄バンクドナー助成制度創設のお願いという資料は、言わずもがなですが、この補正予算の衛生費のところの骨髄移植ドナー支援事業補助金に関するものでございます。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 8ページの衛生費、骨髄移植ドナー支援事業補助金についてお伺いします。

去年からことしにかけて、テレビ報道でも、スポーツ選手であるとか、芸能人であるとかが白血病になったということで、骨髄移植ドナーについてのいろいろな質問が全国から寄せられたりしているという報道も耳にしておりました。今、委員長からお話のあった助成制度創設のお願いというものも千葉骨髄バンク推進連絡会というところから来ていると思うのですが、これまでもこのような骨髄バンクドナー助成制度についてのいろいろな要望であるとか、創設をしてほしいという御意見とかは、これまで市のほうに寄せられていましたか。

○柴田圭子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 要望に関しましては、まず、委員の皆様方にお配りした骨髄バンク推進連絡会からの要望書がこれが初めてでございます。そのほか、県の献血の関係担当課長会議のほうでは骨髄バンクについても検討してくれよという話がありました。これは一般のほうから、外部からの要望ではございません。それと最近でありましたら、市のほうに、市長へのお手紙という形になりますが、そちらで近隣のほうがやっておりますのでやってももらえないかという要望はございました。一応、自分のほうで把握しているのはこの1件でございます。以上です。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 今回、補正予算でということなのですが、これはそのような、いろいろな皆様からの要望だったり御意見とかを加味して、補正予算という形で計上したということによろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、今回、補正予算で乗せさせていただきましたが、3月

議会、2月20日に一般質問がございました。このときに、前市長になりますが伊澤市長から早期に導入をとるという答弁をさせていただきました。それを受けまして、早期でございますので、この6月議会に補正を組ませていただいたというような経緯でございます。

○齊藤智子委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。7ページ、8ページの該当箇所、質疑はよろしいですか。

では、次が9ページ、9款4項5目、文化センター費、一番下のところ。臨時職員の賃金が出ていますけれども、これで何か質疑はありますか。いいですか。

では、歳出全般で質疑はありますか。

今度は歳入についての質疑に移ります。歳入は6ページです。15款2項2目と16款2項2目、国庫支出金、民生費国庫補助金、それから、県支出金の衛生費県補助金、この2つを一括で行いますが、何か質疑はございますか。ありませんか。

では、質疑はないものと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(3) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。ありがとうございます。

教育福祉常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前10時28分